経営が安定し利益と元気が出るホットレター

令和元年8月16日発刊・第32号

1．労働時間の通算制度導入の行方

政府は今年 6 月に規制改革実施計画を策定し、副業と兼業を後押しするため「労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直し」に着手しました。厚生労働省所管の労働政策審議会で検討しているようですが、政府・経済界・労働界三者の思惑もあり決定的な案がまだ出来ていない様です。

労働時間規制に係る基本法は労働基準法です。労基法によれば**一日の法定労働時間は 0 時から 24 時の間で 8 時間**です。現行法では仮に甲がA社で 8 時間勤務した後にB社で 4 時間勤務（兼業）すると、一日 8 時間を超して就労するB社に割増賃金を支払う義務が生じます。

また月曜から木曜まではA社で働き（32 時間)、金曜と土曜日にB社で働いた（16 時間）ときは、週 40 時間を超えて就労したB社の 8 時間分（土曜日分）に割増賃金を支払う義務が生じます。

このように後から就労した会社に対して割増賃金の支払い義務が生じるというのが、労基法が定める労働時間管理の原則です。

ところが**政府が考えているのは個々の企業単位で法定労働時間を考えよう**というものです。前述の例（一日の法定労働時間）だと、現行法では割増賃金を支払うB社においても、法定労働時間は8時間の枠が与えられます。よって、A社の後にB社で4時間就労しても、法定8時間以内に収まるので割増賃金（25%ＵＰ）を支払う義務がなくなるという具合です。働き方改革に逆行する様に思えます。

総務省の調査では兼業・副業を望む給与所得者は平成 29 年で 424 万人存在します。平成 29 年の給与所得者総数は 5876 万人ですから、**14 人に 1 人の割合で兼業・副業を望んでいる**のです。

もし政府が考えている通りになったらどうなるでしょうか。**稼ぎたい人は複数の会社を立ち回り、収入を上げようとするでしょう。企業も割増賃金を支払わなくて済むので兼業希望OKとなるでしょう。しかしここに落とし穴がありそうです。**

兼業で疲れ切った社員が本業である自社の仕事で労災事故を起こす、また体調を崩して長期欠勤や休職に押し込まれる。このような事態になって初めて、経営者は兼業禁止の意味が分かってくるのかも知れません。

2．アイリスオーヤマの設備投資戦略

平成 28 年 3 月にアイリスオーヤマの大山健太郎会長の執筆により、日本経済新聞に『私の履歴書』が掲載されました。私は興味深く全 30 回を読み上げました。というのも東大阪市の日用雑貨品会社が仙台市に工場を新設し、今や電化製品も取り扱う何でも屋メーカーに急成長したからです。当事務所にも今年サーキュレーターを購入しました。

G年商は 4750 億円（2018 年度）、資本金は 1 億円で非上場です。中国のネット通販に力を注ぎ、2018年までの5年間で中国でのネット売上が10倍になっています（8 月 9 日付日経ＭＪ)。安価・良質の製品を自社製造する為に中国での生産は以前から行っていましたので、中国国内では輸入日本製品に当らず販売規制には該当しません。

急拡大した要因は大山会長の設備投資方針にありそうです。『**経常利益の 50%は投資に回す**』**という方針**のもと、毎年 1000 点の新製品を発売しています。**利益配分は"株主報酬×社員賞与×内部留保（投資含む)"を 1/3 ずつという考え方**があります。しかし当社は**利益の 50%を設備投資に毎年回し続けたことで大きく急成長したのです。**

3．消費税ＵＰ時に価格設定は得策か？

チームで経営支援をしているある会社の経営者から「10 月の増税時に価格改定をしたいがどうか」と意見を求められました。時期が悪いです。便乗値上げと思われるからです。しかし**大幅値上げはOK**と答えました。数回に分けて少しづつ上げていくより、**お客様が納得する客観的に合理的な事由をしっかりと示せれば、一時的な売上減少があっても、一定期間過ぎれば元に戻ってきます**。

数値で考えてみましょう。売上高 10000 円、変動費 4000 円、固定費 5500 円、利益 500 円の会社だとします。売価は 100 円で販売個数が 100 個です。1 個当り変動費は 40 円（4000 円÷100 個）です。

価格を 25%ＵＰの 125 円とし、売上個数が 20%減の 80 個になったとします。売上高と固定費は変更なしです。しかし一個当り変動費は 40 円で同じですから変動費総額は 3200 円（80 個×40 円）となります。売価改定後の利益は 1300 円です（10000 円－（3200 円＋5500 円)）。**思い切った売価アップが利益増加をもたらすこともあるのです。**

〒870-0851 大分市大石町 5-3 メゾン荏隈 101　中小企業診断士・特定社会保険労務士・行政書士・2 級ＦＰ技能士清成真一事務所